

大阪市立菅原小学校 「学校いじめ防止基本方針」

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る」という認識のもと、「きまりを守り、望ましいマナーを身につけた子ども」「豊かな心を持つ子ども」の育成のために「大阪市立菅原小学校 いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の3点をあげる。

- ① いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子どもを守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。
- ② 相談窓口を明示するとともに、児童に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて児童一人ひとりの状況の把握に努める。
- ③ いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域、関係諸機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。

3. いじめの未然防止についての取組

＜基本姿勢＞

いじめは、どの児童にも起こりえる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

(1) 授業改善について

- ① 小中連絡会「4校連絡協議会」をさらに充実させ、学習指導計画・授業交流等を進める。
- ② 習熟度別少人数授業など個に応じた指導の充実を図る。
- ③ 校内研究授業で教員の研修を実施し、互いに学びあうことを推進する。
- ④ 全国学力・学習状況調査のデータを、継続的に結果分析を行い、対策を策定していく。

(2) 自己有用感を高めるために

- ① 「よいところみつけ」「素敵な自分カード」などの取組により、自己理解を深めるとともに、互いのよさを認め合う学年・学級づくりを推進する。
- ② 地域清掃活動などを通じて、ボランティア精神を育み、所属感を高める。
- ③ 異学年交流を深め、相手を思いやる心を醸成する。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

- ① 道徳教育や学級活動を充実させ、命の大切さや互いを思いやることの大切さを実感できるようにする。
- ② 「傍観者」もいじめに加担していることを認識させる指導を進める。
- ③ 「スマホ・ケイタイ安全教室」等の実施など、情報モラル教育を充実させる。

4. いじめの早期発見についての取組

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ① 児童の様子の変化や学級内の人間関係の把握など、きめ細かな児童観察に努める。
- ② 遊びやふざけに見えるもの等気になる行為があれば、教職員間で共有できるよう時系列に沿って記録する。
- ③ 日常の変化について（いつ・どこで・だれが・なにを・なぜ・どのように）の記録を行う。
- ④ 実態把握の方法として、定期的なアンケートや教育相談を行う。
- ⑤ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを積極的に活用する。
- ⑥ 東淀川区子育て支援室や大阪市こども相談センター等の外部機関との連携を行う。
- ⑦ いじめに関する相談窓口を周知する。

5. いじめの早期解決についての取組

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込みず、速やかに組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ① 発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込みず、学年・生活指導部・管理職に直ちに報告し、情報を共有する。
- ② いじめられた児童を保護し、心配や不安を取り除き、安全を確保する。また、個人情報の取扱い等、プライバシーに十分に留意して対応する。家庭訪問等により、迅速に保護者に事実関係を伝える。
- ③ いじめた児童への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、い

- じめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得たうえ、学校と保護者が連携して以後の対応が適切に行えるよう協力を求める。
- ④ 必要に応じていじめた児童を別室において指導するなど、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。
- ⑤ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときには、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。
- ⑥ ネット上のいじめに対して「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」を活用する。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

「いじめ防止対策委員会」

<構成>

管理職・生徒指導部長・教務主任・学年代表・養護教諭・当該学年担任等

<役割>

- ・学校基本方針に基づく具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ・いじめの疑いに関する情報や、児童の問題行動に関する情報の収集や記録、共有を行う。
- ・いじめの疑いに係る情報があった場合には緊急会議を開催し、迅速な情報の共有、関係児童への事情聴取、指導および支援の方針の決定、保護者との連携を行う。

【年間計画】

〈調査等〉

- ・いじめアンケート調査：年3回（6月・11月・2月）
- ・個人懇談・教育相談：年2回 1・2学期末 および必要に応じて隨時

〈研修会等〉

- ・人権教育研修会（5月）
- ・生活指導研修会（4月）
- ・いじめ防止対策委員会（毎月）
- ・生活指導連絡会（毎月）

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

- ① P T Aの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供する。
- ②学校HP、学校だより等による広報活動を積極的に行う。
- ③学校協議会・P T A実行委員会・4校P T A実行委員会など意見交換する場を設ける。

(3) 取組内容の検証

- ①「学校いじめ防止基本方針」の策定や見直し、具体的な取組の進捗状況など、P D C A サイクルを活用して検証する。
- ②「運営に関する計画」に基づいて検証する。

7. いじめによる重大事案への対処

①「重大事案」とは

- ア いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- イ いじめにより児童が相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

②重大事案への対応

- ・窓口を一本化し、隠蔽することなく、誠意ある対応を徹底する。
- ・いじめ防止対策委員会において調査し、事実関係を明確にする。
- ・被害児童およびその保護者への適切な情報提供を行う。
- ・迅速かつ正確に教育委員会へ報告し、連携して、調査対応を行う。

※ いじめ発見の際の流れ

